（経由） **第四十五条**　前四条の規定により経済産業大臣に請求書、答弁書又は営業秘密に関する申出書を提出する場合は、特許庁長官を経由してしなければならない。 備考　表中の［　］は注記である。	（経由） **第四十五条**　前三条の規定により経済産業大臣に請求書または答弁書を提出する場合は、特許庁長官を経由してしなければならない。

様式第六十の次に次の一様式を加える。

様式第60の２（第44条の２関係）

営業秘密に関する申出書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿
（特許庁長官　　殿）

1　事件の表示

2　申出人

住所（居所）

氏名（名称）

3　代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4　申出の内容

〔備考〕

1　あて先は、特許法第93条第２項の規定により提出する書類並びに同条第３項において準用する同法第84条（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）、同法第84条の２（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）及び同法第90条第１項の規定により提出する書類において営業秘密が記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

2　「事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○○号裁定請求事件」、「特許第○○○○○○○号裁定取消請求事件」のように記載する。

3　「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された個所を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付裁定請求書に添付された甲第何号証」のように裁定事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

4　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで並びに様式第61の２の備考４と同様とする。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月三日）から施行する。

○国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略） ４　建設経済統計調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（建設投資及びこれに関連する経済事情に関するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）についての企画及び立案に関すること。 二・三　（略） ５　（略）	（サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官及び先端ＩＴ企画調整官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官及び先端ＩＴ企画調整官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略） ４　建設経済統計調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（建設投資及びこれに関連する経済事情に関するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）についての企画及び立案並びにこれらを実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。 二・三　（略） ５　（略）